

2011年7月4日

「委員会決定を受けての取り組み」に対する意見

放送と人権等権利に関する委員会

委員会は、6月20日付で、当該局（テレビ朝日・朝日放送）から、「委員会決定を受けての取り組み」報告（以下「報告」という）を受けましたので、21日開催の第173回委員会で審議した結果、以下のとおり意見を述べます。

なお、報告で主張されている中心的な論点は、委員会決定（以下「決定」という）が、金沢大学病院医療事件についての地裁と高裁の判決の紹介の仕方において放送倫理上の問題があると指摘した（報告5の1）ことにあると思われまますので、この点にしぼって意見を述べることにします。

1 報告が決定に対して違和感をもつと指摘した主張の要旨は、高裁判決も、遺族の主張をほぼ認めた地裁判決からは後退はしているものの、病院が「同意なき臨床試験」を行い、そのことについての「説明義務違反」を犯していることを認定しているのであるから、放送の企画意図からすれば、両判決には共通点があることだけを報道することにはなんら問題はなく、むしろ正当なことであり、逆に両判決の些細な差異（高裁判決が地裁判決から後退していること）にこだわり、これを取り上げなかったことをもって「正確性を欠く」として放送倫理上の問題ありとした決定は厳しすぎるし、放送の意図を理解しないものであるというところにあると理解します。

2 決定は、地裁判決が、病院が一定の実験的、試験的な意図で患者を二つの治療グループに分けたことや治療内容についての説明義務に違反していることを認め、医師の裁量が許される範囲を逸脱したものと重い説明義務違反を認定したのと異なり、高裁判決が、治療方法の選択や治療内容は医師の裁量の範囲内であったとの判断を示して、病院側の責任をその限度に軽減して慰謝料の額も大幅に減額したことに着目しました。両判決にこのような差異があること自体については、当該局も、またおそらく当該局が放送の事前事後を通じて意見を徴したとする多くの法律、医療専門家の間においても全く異論はなかったと考えます。このことは、委員会と当該局の間には「判決の読み方」において何の違いもなかったことを意味します。明言はされておきませんが、続出したと言われる決定に対する批判が、委員会が番組の企画意図を軽視し、両判決の間の些細な違いを取り上げることで結果的に一方の側に偏った読み方をしたという批判であるとすれば、委員会はこのような批判を受け入れるわけにはいきません。

3 委員会の任務は、本件の場合、判決の評価、読み方の如何にあるのではなく、客観的な事実（すなわち、判決で記述された内容）が正確に報道されているかどうかの判断を前提に、その内容、態様両面から放送倫理上の問題の有無を判断することにあります。

両判決において医療行為に対する評価に明らかな相違点があるという「事実」があることに双方争いが無い以上、そのことを報道しないか、もしくは事実と違う内容で報道された場合、そのことだけでも報道が正確性を欠くということで放送倫理上の問題として検討することは当然です。さらに委員会としては、そのことが一方の側（申立人）の人権にかかわりが無いか、かかわりがあるとすればそのことをどのように評価すべきかということを検討することになります。

先に指摘した両判決に見られる差異を、放送にあたって当該局は視聴者に分かり易く伝えるためなどとして無視しました。しかし逆の立場、すなわち病院側にとっては、控訴によって厳しかった地裁判決の判断の一部が崩れ、高裁判決では、医師に許される裁量の範囲が広く認められ、仮に語義についていろいろな解釈があるにしても、そこまでの番組の組み立てからイメージされるような「治療に優先させて臨床試験をおこなった」とまでは認定されなかったという訴訟上の成果を獲得したという側面があります。これは、判決の比較報道をする以上当然に重視されなければならないことです。当該局がそのことを報道せず、さらに報道しなかっただけでなく、積極的に「高裁でも遺族の主張が認められ、病院が上告を断念。患者の同意を得ずに臨床試験を行ったうえ、改ざんまで行ったことが判決で確定したのだ」と断定的、強調的に表現したことは、視聴者に対して「高裁も地裁と同じ判断を示した」との誤った認識をもたせるとともに、事実（すなわち、判決で記述された内容）が正確に報道されなかったことによって、申立人や担当医師らにおいて、より強い社会的非難にさらされる可能性が生じたことは容易に推測できるところです。しかし決定は、高裁判決でも病院側に一定の説明義務違反が認められており、当該局が主張するように両判決に共通するところがあるため、違法性の問題であるとはしませんでした。人権にかかわる放送倫理上の問題があるとしたのは当然のことと考えます。

4 本件放送が、医療の世界の閉鎖的な権力体質を弱い患者側の立場から追及しようとしたその企画意図は、決定にも述べたように、委員会も高く評価するものです。

しかし、大枠に問題はなければ放送する側の都合だけでこの軽重を判断したり、正確性を欠いた放送をしてもいいということにはなりません。また、弱者の立場から権力悪を追及することに存在意義があるとされる報道機関自身は、それだからこそ、その持っている強大な影響力から自身が権力として弱者や報道される人たちに被害を与えることがあることを自覚し、そのことに想像力を働かせ、謙虚な姿勢で臨むことは放送倫理のイロハとして求められているところです。

本件放送の場合、この両判決を比較しつつ正確に伝えると放送の企画意図が実現できないと考えたのであれば、その意図に照らしてこの両判決、すなわち金沢大学病院事件判決を取り上げるべきではなかったという判断になるはずであり、企画意図に沿って取り上げるというのであれば、わずかな工夫で、両判決の相違点に留意しつつ、共通点を正確に伝えることで番組の目的を達することも十分可能であったのではないかと考えます。決定が不可能を求めているものではないことを理解してほしいと考えます。

以上の理由で委員会は、常に強調していることですが、放送にどんな高邁な意図があろうとも、局の立場から些細なことで軽視して事実を曖昧にしたり、歪めることによって、報道される側の人権を損なったり、その心情を傷つけかねない危険があることを片時も忘れてはならないという放送倫理上の原点に立ち返ることを改めて要望するものです。